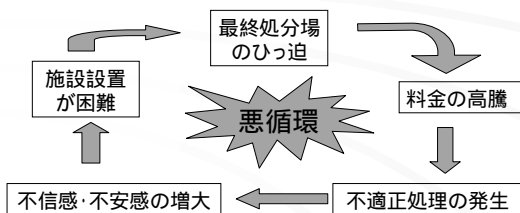


産業廃棄物税の創設と 施行後の状況

三重県

創設の背景

(1) 産業廃棄物を取り巻く状況



創設の背景

(2) 三重県の産業廃棄物行政の実態

一般的な県が行う経費の3倍強の予算措置

- ・排出事業者による自主情報公開制度
- ・監視強化体制の充実
- ・ISO認証取得支援

などの取組を従来から積極的に展開

他の事業への影響が懸念される状況

創設の背景

(3) 時代認識

「環境の21世紀」の到来

「環境」と「経済」を同軸に捉えた『環境経営』

地方分権一括法

法定外目的税の同意制

税務部門で若手研究会を設置

制度の概要

納税義務者	排出事業者(県内・県外を問わず)
課税対象	県内の中間処理施設、最終処分場への搬入
課税標準	搬入重量(ただし、中間処理施設への搬入には一定の処理係数を乗じる。) 再生施設への搬入は課税免除
税率	1トンにつき1,000円
免税点	年間1,000t未満は非課税
徴収方法	申告納付
県議会議決	平成13年6月29日
施行	平成14年4月1日

複数案からの選択

4案(政策形成過程)を公表

環境部門: 排出事業者への
直接のインセンティブ

税務部門: 簡素な制度、徴収負担の軽減
公平性の確保

*排出をコントロールできる排出事業者に
直接課税する方式を選択*

税込使途

環境の21世紀に通じる産業活動への支援

- ・産業廃棄物抑制等事業費補助金
- ・産業廃棄物抑制等設備機器整備資金
 利子補給補助金
- ・企業環境ネットワーク支援事業費
- ・産業廃棄物リサイクル技術研究開発費

産業廃棄物による新たな環境負荷への対策

- ・廃棄物処理センター適正処理支援等事業費
- ・産業廃棄物監視強化対策事業費

制度導入の効果(1)

直接的効果

リサイクル等のための研究開発・設備設置補助金
発生を半減、ほぼ全量削減などの実績

間接的効果

各種媒体を通じたアナウンス効果
事業者による産業廃棄物削減の取組に拍車

制度導入の効果(2)

再生施設の増加 リサイクルの促進

再生施設

- ・90%以上リサイクル(売却)している中間処理施設
- ・搬入は課税免除
- ・原則として申出を受け、知事が認定

当初30施設程度の見込みが40施設超に
(直接課税に影響のない施設も認定申出)

制度導入の効果(3)

管理型最終処分場の状況

残存容量 約62万m³(=約155万t)
(H14.3現在)

残余年数の増

税収見込み

当初	現在
4億1千万円	3億1千万円(1億円の減)

- ・すべてが産業廃棄物税によるものではない
- ・ただし、一定の効果は現れているものと認識

産業廃棄物の性格

「財源確保の手段」+「環境政策」

“税収が少なければ少ない方が喜ばしい”

他の自治体の動向

3県1市で条例案可決・総務大臣同意

- ・北九州市、岡山県、広島県、鳥取県
- ・他の多くの自治体でも具体的に検討中
- ・地域の実情に応じたさまざまな制度

三重県の考え方

全国的な導入は望ましいこと

三重県の目指す意図がより実現

今後の制度のあり方(1)

地域間調整という新たな課題の発生

税法上の問題	二重課税(負担)
実質的な問題	過重な負担 広域移動への影響 価格転嫁 制度の複雑化 など

今後の制度のあり方(2)

産業廃棄物税の法定任意税化

一定の枠組み	地域間調整の極小化
課税の選択、税率などの設定	各自治体の責任と判断で

三重県の廃棄物政策

規制的手法: 廃棄物処理法の徹底
社会的手法: 自主情報公開
経済的手法: 産業廃棄物税

ベストミックス

三重県が目指しているもの

最終処分場の確保

トイレ付きのマンション整備

三重県に立地

環境に優しい企業ブランド

全国への広がり

「経済大国」から「環境大国」へ
